

お客様各位

2010年 1月 18日
 チャイナ エアライン
 貨物営業部

日本発燃油サーチャージ変更についてのお知らせ(政府認可済)

拝啓、時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素はチャイナ エアラインをご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、このほど国土交通省に申請いたしました燃油サーチャージの変更につきまして、国土交通省より正式に認可(認可番号#2826号)が得られましたので御報告いたします。つきましては、下記のとおりの内容で燃油サーチャージ額を変更させていただきたく存じます。

何卒ご理解いただき、ご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

敬 具

言 記

1. 実施予定日

2010年2月1日発行分の航空運送状より適用させていただきます。

2. 燃油サーチャージ額

| | 現行 | 変更後(2/1~) |
|---------------------------------|----------|-----------------|
| TC3向け短距離路線 (台湾・香港・マカオ・中国・韓国) | JPY56/kg | <u>JPY51/kg</u> |
| TC3向け長距離路線 (その他、オセアニアを除く) | JPY68/kg | <u>JPY62/kg</u> |
| TC1/2、及びオセアニア | JPY81/kg | <u>JPY74/kg</u> |

3. その他

- * 燃油サーチャージは貨物の運賃適用重量(チャージャブルウェイト)に対して適用となります。
- * 燃油サーチャージは最低料金適用貨物には適用いたしません。
- * 燃油サーチャージの金額は、航空運送状の「Other Charges」欄に「MY」のコードを用い、「Total Other Charges Due Carrier」欄に他の料金との合算額をご記入下さい。
- * 燃油サーチャージは前払い・着払いともに可能ですが、運賃(Weight Charge)の支払い方法と同一とするようお願いいたします。

以 上